

第一二 回

参第三号

国及び地方公共団体の職員の育児休業に際しての公務の円滑な運営の確保に関する法律（案）

（目的）

第一条 この法律は、国及び地方公共団体の職員が育児休業法（平成三年法律第 号）第四条の規定による育児休業をする場合における職員の任用、臨時的任用等に関し必要な事項を定め、もって公務の円滑な運営を確保することを目的とする。

（育児休業に伴う職員の任用等）

第二条 国又は地方公共団体の任命権者は、職員が育児休業法第四条の規定による育児休業をする場合には、公務の円滑な運営に支障がないと認めるときを除き、職員の任用（臨時的任用を除く。）を適切に行うものとする。

2 国及び地方公共団体の常勤の職員の定員は、前項の規定による任用が計画的に実施されることを考慮して、定められるものとする。

(育児休業に伴う臨時的任用)

第三条 国又は地方公共団体の任命権者は、次の各号に掲げる職員が育児休業法第四条の規定による育児休業をする場合において、前条第一項の規定による任用が著しく困難であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該職員が育児休業をする期間を任用の期間として、臨時的任用を行うものとする。

- 一 小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園に勤務する教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師
- 二 病院、診療所、助産所、保健所、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する児童福祉施設（同法第十七条に規定する施設を含む。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者更生援護施設、精神薄弱者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する精神薄弱者援護施設、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に規定する保護施設及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する老人福祉施設に勤務する医師、歯科医師、看護婦、准看護婦、助産婦、保健婦、保母等のうち政令で定める職員
- 三 前二号に掲げるもののほか、法令の規定に基づき職務の遂行について免許等の資格を必要とする職員

に係る員数の標準が法令の規定により定められている施設に勤務する当該資格を有する職員として政
令で定める職員

- 2 前項の規定による臨時的任用については、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第六十条第一項から第三項までの規定及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条第二項から第五項までの規定は、適用しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、育児休業法の施行の日から施行する。

（裁判所職員臨時措置法の一部改正）

- 2 裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

六 国及び地方公共団体の職員の育児休業に際しての公務の円滑な運営の確保に関する法律（平成三年法律第 号）第三条第二項の規定

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)

- 3 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号) の一部を次のように改正する。

第十七条に次の一号を加える。

三 国及び地方公共団体の職員の育児休業に際しての公務の円滑な運営の確保に関する法律(平成三年法律第 号) 第三条第一項の規定により臨時的に任用される者

(公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正)

- 4 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号) の一部を次のように改正する。

第二十三条に次の一号を加える。

三 国及び地方公共団体の職員の育児休業に際しての公務の円滑な運営の確保に関する法律(平成三年法律第 号) 第三条第一項の規定により臨時的に任用される者

理 由

国及び地方公共団体の職員が育児休業法の規定による育児休業をする場合において、公務の円滑な運営を確保するため、職員の任用、臨時的任用等に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。